

第三条の見出しを「(総合確保方針)」に改め、同条第一項中「公的介護施設等の整備に関する基本方針」を「地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に、「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同条第二項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項各号を次のように改める。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律(昭和二十三年法律第二百五号)

第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第二百六十六条第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらとの整合性の確保に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他の第六条の基準を充てて実施する同条に規定する都道府県事業にに関する基本的な事項

六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関する必要な事項

第三条第三項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長(特別区の区長を含む)、次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」という)、医療機関、同法第二百五十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者(次条第四項及び第五条第四項において「介護サービス事業者」という)、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条第一項中「第十六条」を「第十八条」に改め、同条を第二十四条とする。

第四章中「二十一条を第二十三条とし、第三章中第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。」

第十八条第二項中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条第一項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十条から第十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第十九条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、第二章中同条を第十一条とする。

第八条中「施設設置者は」を「都道府県整備施設(市町村計画に掲載された事業に係る施設に限る)に係る施設を設置する者(以下この条において「施設設置者」という)は」に「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「市町村整備計画に掲載された第四条第二項第一号に掲げる事業」を「都道府県事業」に、「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、「(以下「施設設置者」という)」を削り、同条を第九条とする。

第六条の前の見出しを削り、同条中「前条第二項の規定による交付金を充てて整備する」を「第六条の基金を充てて実施する医療計画に基づく事業に要する費用又は」に、「同法」を「医療法第三十条の九又は老人福祉法」に「同項」を「これら」に改め、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「(老人福祉法等の特例)」を付す。

## 第一章の章名を次のように改める。

### 第二章 地域における医療及び介護の総合的な確保

第三条の見出しを「(総合確保方針)」に改め、同条第一項中「公的介護施設等の整備に関する基本方針」を「地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に、「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同条第二項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項各号を次のように改める。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律(昭和二十三年法律第二百五号)

第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第二百六十六条第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらとの整合性の確保に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他の第六条の基準を充てて実施する同条に規定する都道府県事業にに関する基本的な事項

六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関する必要な事項

第三条第三項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長(特別区の区長を含む)、次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」という)、医療機関、同法第二百五十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者(次条第四項及び第五条第四項において「介護サービス事業者」という)、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条第一項中「第十六条」を「第十八条」に改め、同条を第二十四条とする。

第四章中「二十一条を第二十三条とし、第三章中第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。」

第十八条第二項中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条第一項中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十条から第十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第十九条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、第二章中同条を第十一条とする。

第八条中「施設設置者は」を「都道府県整備施設(市町村計画に掲載された事業に係る施設に限る)に係る施設を設置する者(以下この条において「施設設置者」という)は」に「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「市町村整備計画に掲載された第四条第二項第一号に掲げる事業」を「都道府県事業」に、「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、「(以下「施設設置者」という)」を削り、同条を第九条とする。

第六条の前の見出しを削り、同条中「前条第二項の規定による交付金を充てて整備する」を「第六条の基金を充てて実施する医療計画に基づく事業に要する費用又は」に、「同法」を「医療法第三十条の九又は老人福祉法」に「同項」を「これら」に改め、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「(老人福祉法等の特例)」を付す。

第十九条第三項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改める。

第三十一条第四項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

別表第一「その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者の項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

#### (診療放射線技師法の一部改正)

第四条第一号中「第十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改める。

第二十四条の二の見出し中「検査」を「検査等」に改め、同条中「磁気共鳴画像診断装置その他」の画像による診断を行つたための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る)を「次に掲げる行為」に改め、同条に次の各号を加える。

一 磁気共鳴画像診断装置その他他の画像による診断を行つたための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る)を行うこと。

二 第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る)を行うこと。

第二十六条第二項ただし書中「場合は」を「場合は、」に改め、同項第二号中「とき」の下に「(前号に掲げる場合を除く。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

#### (歯科技工士法の一部改正)

第十三条 歯科技工士法(昭和三十年法律第六百六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第十七条の三」を削る。

第九条の次に次の十六条を加える。

#### (指定登録機関の指定)

第九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という)に、歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務(以下「登録事務」という)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がない、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に適切なものである。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。

ロ 次条第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者。

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第九条の三 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む)若しくは第九条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

#### (事業計画の認可等)

第九条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### (登録事務規程)

第九条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、当該登録事務規程を変更すべきことを命ぜることができる。

#### (規定の適用等)

第九条の六 指定登録機関が登録事務を行つ場合における第五条及び第六条第二項(第八条第三項において準用する場合を含む)の規定の適用については、第五条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と「免許を与えたときは、歯科技工士免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に歯科技工士免許証」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行つ場合において、歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者は又は歯科技工士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

#### (秘密保持義務等)

第九条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### (帳簿の備付け等)

第九条の八 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### (監督命令)

第九条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

